

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十月 二十二日

中国四国厚生局長

依田 泰

							なかもメモリー・メンタルクリニック	沼2丁目消化器内科・内科クリニック	名 称
							下関市富任町五丁目三番三七号	宇部市沼二丁目一―四一	所 在 地
							令和七年十一月一日	//	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十月 二十二日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十月 二十二日

中国四国厚生局長

依田 泰

							藤井齒科医院	名 称
							長門市油谷新別名九九三番地一一	所 在 地
							令和七年十月一日	指 定 年 月 日

令和七年十月二十二日

依田 泰

							あじさい薬局 やすらガーデン前店	名 称
							下関市新垢田南町一丁目二四一〇	所 在 地
							”	指 定 年 月 日

